

2018年・市町村国保調査結果の概要

2018年12月13日（訂正版）
神奈川県社会保障推進協議会
医療保険改善委員会

調査対象>神奈川県内33市町村
調査期間>2018年9月から10月

2018年の市町村国保調査は、神奈川県内33市町村全てから回答をいただき、国保の都道府県単位化が今年4月から開始されたもとの、新たなベースとなる資料とすることができました。市町村の国保担当のみなさまには、日常業務にお忙しい中ご協力いただき、心よりの感謝を申し上げます。

県社保協は、「国保に権利としての社会保障の確立を」と、都道府県単位化でなにかが変わったか、変わるのかを共有化し、「払える国保料（税）に引き下げ」を求めて、市町村への要請と連携した運動を旺盛にすすめようと提起しています。地域からの運動に、この市町村国保調査を活用していただくことを願っています。

（1）国保加入状況および短期証・資格証の交付状況について（1～5P）

①国保の加入世帯・加入者数

神奈川県の全33市町村の国保の加入者は、全県で1,272,536世帯（昨年比▲25,582世帯）、被保険者数は1,925,898人（昨年比▲116,531人）。

②短期証について（グラフ5P）

短期証交付自治体（回答自治体数32）のうち、世帯交付率が5%を超えているのは9市町で、箱根町7.62%、横須賀市7.15%、大井町7.06%、大和市6.68%、平塚市5.75%、伊勢原市5.38%、横浜市5.27%、大磯町5.24%、愛川町5.21%の順。最も低いのは清川村で0.94%。平均は4.01%で昨年の5.84%より大幅に下がっている。

③資格証について（グラフ5P）

資格証交付自治体（回答自治体数32）のうち、世帯交付率が1%を超えているのは7市町村で、川崎市2.69%、二宮町2.07%、寒川町1.60%、綾瀬市1.47%、海老名市1.23%、横須賀市1.21%、三浦市1.08%の順となっている。平均は0.57%で昨年の0.56%と同水準。なお、交付していない市町村は、横浜市、鎌倉市、南足柄市、大磯町、中井町、大井町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町の10市町。10人未満が、小田原市、葉山町、箱根町、清川村の4市町村。

④保険証の未更新（留め置き）

未集計の自治体が多く、全体の把握はできていないが、通常証の未更新（留め置き）がある自治体は、平塚市、逗子市、相模原市、三浦市、座間市、南足柄市の6市。短期証の未更新（留め置き）は、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、座間市、大磯町、箱根町、真鶴町の9市町。資格証の未更新（留め置き）は、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、座間市の4市町。

⑤短期証・資格証の交付基準について

すべての自治体で短期証の交付基準がある。滞納期間が5～6期という自治体が8自治体。資格証の交付基準では、交付していない、基準がないが6自治体（鎌倉市、南足柄市、中井町、山北町、開成町、真鶴町）で、他の自治体は基準を持っている。資格証を発行していない自治体は、横浜市、鎌倉市、愛川町、南足柄市、中井町、山北町、開成町、真鶴町の8市町。

⑥短期証の有効期限について

有効期限は、最長6カ月としている自治体が28市町村だが、松田町が原則1カ月としているように、1カ月、3カ月、6カ月で判断しているところが多い。としている。最長3カ月が葉山町、4カ月が茅ヶ崎市、逗子市。1年以内が横浜市、湯河原町。

(2) 所得階層別の状況 (6~10P) (グラフ 6P)

①国保の加入世帯所得 (回答 26 自治体)

加入世帯所得のうち、未申告(又は不明)で30%超の自治体は、藤沢市、綾瀬市、真鶴町。未申告(又は不明)と100万円以下で5割を超える自治体は、横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、葉山町、綾瀬市、大磯町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村の19市町村と大半を占める。さらに200万円以下で7割を超える自治体は、横浜市、川崎市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、葉山町、綾瀬市、大磯町、中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村の20市町村。このように市町村国保は、低所得者を対象としている制度であることが明らかである。

②加入世帯の区分

国保の加入世帯区分では、県内平均で単身者が57.35%を占め、2人世帯が29.22%と、単身者と2人世帯で76.57%を占める。単身世帯が6割を超えている自治体は、横浜市、相模原市、大和市、座間市、大磯町、箱根町の6市町。

(3) 2018年度保険料(税)関係 (11~20P)

①2018年度保険料(税)率、その他について

<徴収方式>

保険料として徴収しているのは14自治体。保険税として徴収しているのは19自治体。

保険料方式	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、葉山町、寒川町、箱根町、湯河原町、清川村
保険税方式	平塚市、相模原市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町

<保険料(税)賦課方式>

賦課方式は、2方式(所得割・均等割)が2自治体、3方式(所得割・均等割・平等割)が26自治体、4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)が5自治体。4自治体が4方式から3方式に移行した。賦課方式の3年以内の変更の可能性がある自治体は、大磯町、二宮町、中井町、松田町、真鶴町の5自治体。

2方式	横浜市、川崎市
3方式	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、綾瀬市、大磯町、大井町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村
4方式	二宮町、中井町、松田町、山北町、真鶴町

②世帯所得区分の2018年度保険料(税)額

世帯所得区分の2018年度保険料(税)額については、33自治体全てから回答。

＜単身世帯（45歳）＞（グラフ7P）

所得200万円の層の年間保険料は、単純平均283,142円で、所得の14.16%。昨年、湯河原町と真鶴町が30万円を超えていたが、軒並み20万円台となった。最低は清川村の201,900円、最高は真鶴町の285,200円。

＜2人世帯（45歳）＞（グラフ8P）

所得400万円の層の年間保険料は、単純平均480,178円で、所得の12.00%。50万円を超えているのは、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、三浦市、大磯町、二宮町、松田町、開成町、真鶴町、湯河原町の11市町。最低は海老名市の408,000円、最高は小田原市の559,600円。

＜3人世帯（45歳夫婦、子供10歳）＞（グラフ9P）

所得400万円の層の年間保険料は、単純平均509,967円で、所得の12.75%。50万円超は、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の18市町。最低は清川村の444,000円、最高は小田原市の591,300円。

＜4人世帯（45歳夫婦、子供5歳・10歳）＞（グラフ10P）

所得400万円の層の年間保険料は、単純平均540,387円で、所得の13.51%。60万円超は、小田原市、三浦市、開成町、真鶴町の4市町。50万円以下は、秦野市、大和市、海老名市、綾瀬市、中井町、大井町、愛川町、清川村の8市町村。最低は海老名市の471,600円、最高は三浦市の626,900円。

＜夫（68歳・世帯主・年金収入200万円）と妻（66歳・年金収入80万円）の2人世帯＞

このモデル設定での2018年度保険料（税）額は、33自治体全てで回答いただいた。年間保険料（税）額の平均は85,266円で、9万円未満が26市町村（最低は綾瀬市の72,200円）。

（市町村から回答いただいた数値のうち異常値がいくつかありまして、県社保協で保険料率にもとづいて、再計算し補正しました。収入で設問しているため、所得との混同されたことが大きな原因だと考えられます。今後の調査では、そうした混同がおきないように設問を修正したいと考えています。大変申し訳ありませんでした）。

＜一人当たり年間平均保険料（税）額＞

この設問は今年初めて行い、30市町村から回答。2018年度の1人当たり年間平均保険料（税）額のうち、介護分を除いた額では、10万円未満が23市町村（最低は葉山町の64,280円）。10万円を超えているのは7市町村（川崎市、横須賀市、逗子市、三浦市、座間市、山北町、湯河原町）。介護分を含めた額では、10万円未満が6市町（最低は葉山町の75,813円）。初めての項目であり、市町村独自の減免制度の取り扱いなどがあり、今後、統一的に回答ができるよう精査が必要です。

（4）保険料（税）減免実績について（21～24P）

保険料（税）減免実績について、33市町村全てから回答をいただいた。条例減免実績については、横浜市が子ども世帯減免を行っており、申請件数355,118件と減免総額とも突出している。市町村ごとの減免措置の拡大が求められる。

（5）一部負担金関係（25～26P）

一部負担金減免制度の利用実績は、毎年100件に満たない程度あり、各市町村で、国保日より、国保のしおり、ホームページなどで広報しているが、制度の周知は不十分な実態がうかがえる。

(6) 国保財政関係 (26～35P)

①一般会計法定外繰入の算出基準について

法定外繰入の算出基準は、「一人当たりの保険料が前年度と比較して大幅な増額とならないように法定外繰入を実施（清川村）」など、ほとんどの自治体がなんらかの基準を持っている。

一方で、横須賀市「財政担当課と協議の上実施している」、三浦市「一定の基準はなく、財政状況を考慮してその年毎に算出している」、座間市「歳入、歳出の財源調整」、小田原市「算出基準は設けていない。給付の状況を見ながら、財政当局と調整して金額を決定している」、箱根町「当該年度の財政状況を考慮して算出」など、財政状況に応じての判断としている。

②一般会計からの繰入額について（グラフ 11P）

繰入額については、32 市町村から回答をいただいた。繰入額の保険者一人当たりの額は、2018 年度の最高額は、鎌倉市の 79,651 円、最低額は茅ヶ崎市の 31,025 円。

一般会計の法定内繰入と法定外繰入について、一人当たりの額を算出した。法定内繰入の最高額は湯河原町の 36,472 円、最低額は海老名市の 10,133 円。法定外繰入の最高額は秦野市の 24,182 円、最低額は南足柄の 821 円。法定外繰入については、6 町村（二宮町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村）が未回答で、2018 年度は実施していないと推察。

③法定外繰入の今後の計画

多くの自治体が、計画的・段階的な削減をすすめていくとしている。保険利用の引き上げにならないよう削減計画の見直しを求める必要がある。

(7) 保険料（税）滞納額と差押さえ等の状況 (36～41P)

①滞納額と差押え、執行停止の状況（グラフ 13P 参照）

滞納額と差押え、執行停止の状況は、比較の数値が確定していると思われる 2017 年度について、滞納世帯数に対する差押件数の割合が 10%以上は、横浜市、川崎市、三浦市、大和市、綾瀬市の 5 市。差押え金額では、横浜市が 30 億 3 千万円、川崎市が 11 億 5 千万円と突出しているが、大和市 4 億 2 千万円、座間市 4 億円、伊勢原市 2 億 3 千万円と高額な差押え金額となっている。滞納に対する差押えと執行停止の状況は、目的意識的に強化されていないか、被害が生じていないか、地域的な調査・相談体制を持つとともに、自治体に対してその実態と姿勢について懇談していくことが必要になっている。執行停止件数の割合については、横浜市が 18,974 件と多くの件数となっている。

②差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳

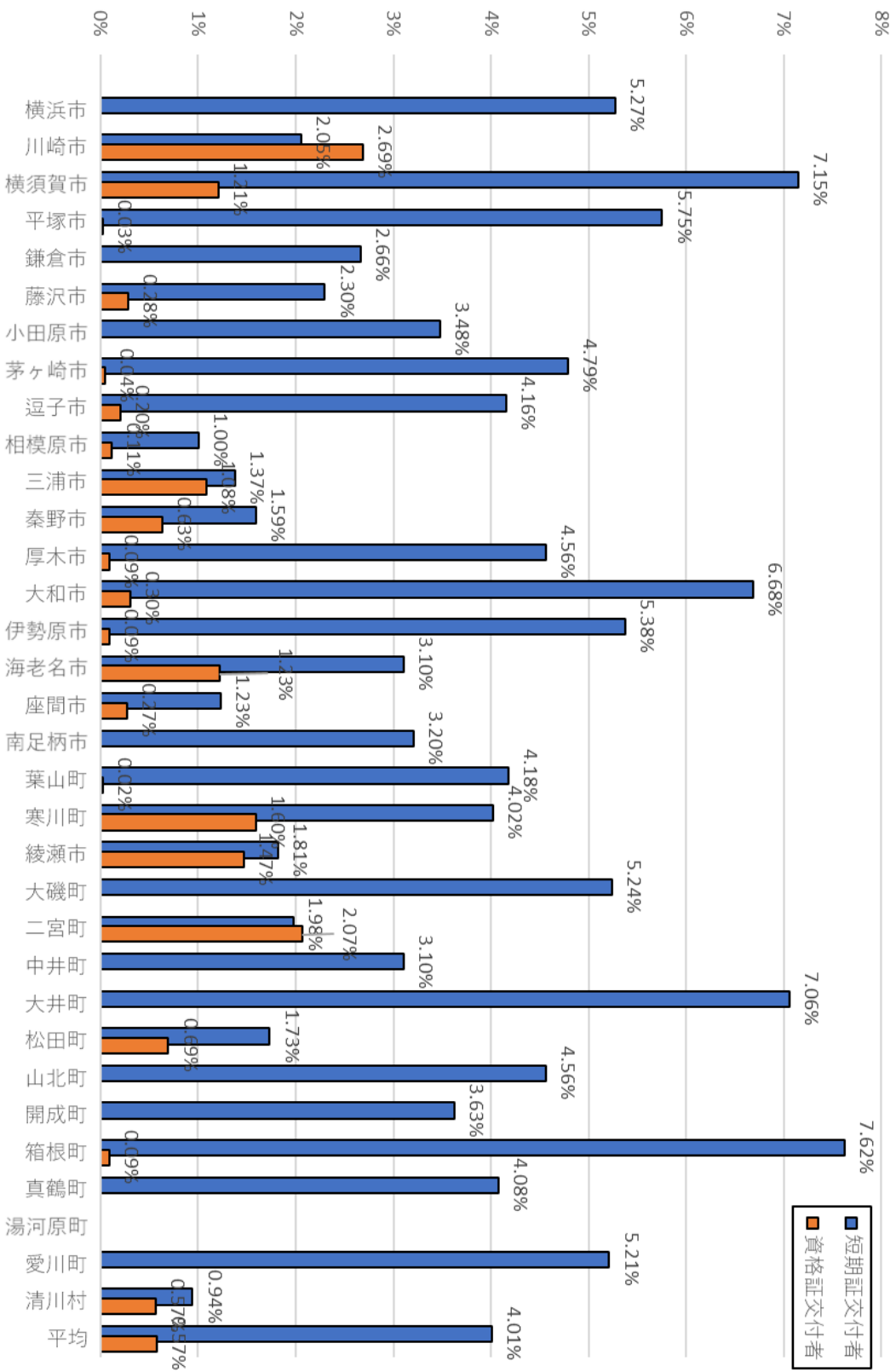
差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳については、内訳が横浜市と川崎市が未集計。大和市は、川崎市と同等の金額が計上されており、その金額の約半分が給与の取り立てとなっている。

(8) 市町村国保の赤字削減・解消計画について (42P)

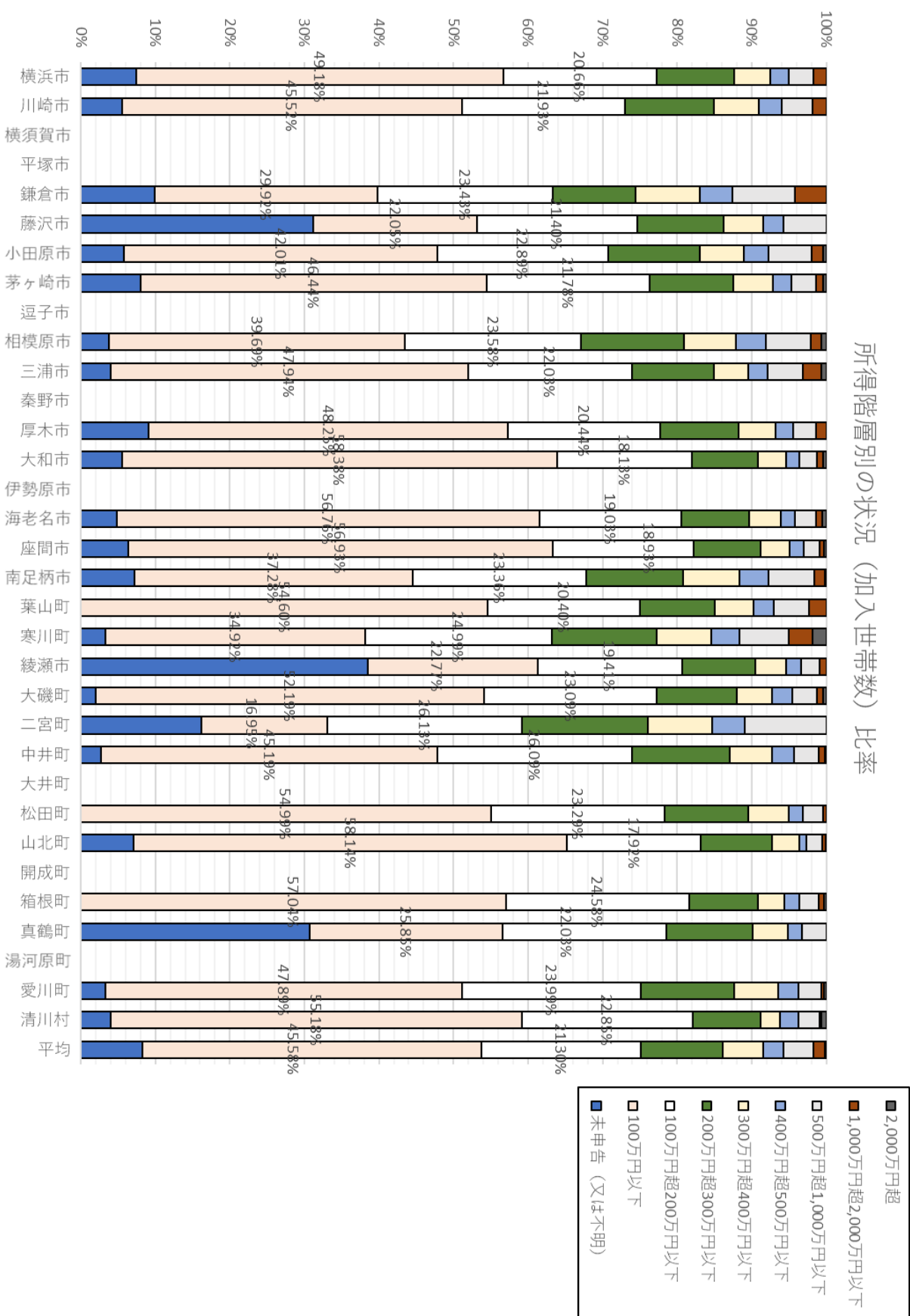
計画を定めているのは、横浜市、川崎市、相模原市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、中井町の 9 市町で、その他の市町村は定めていない。定めている自治体では、法定外繰入の削減がターゲットとなっている。保険料の引き上げにつながる法定外繰入の削減はやめるよう自治体への働きかけを強めよう。

以上

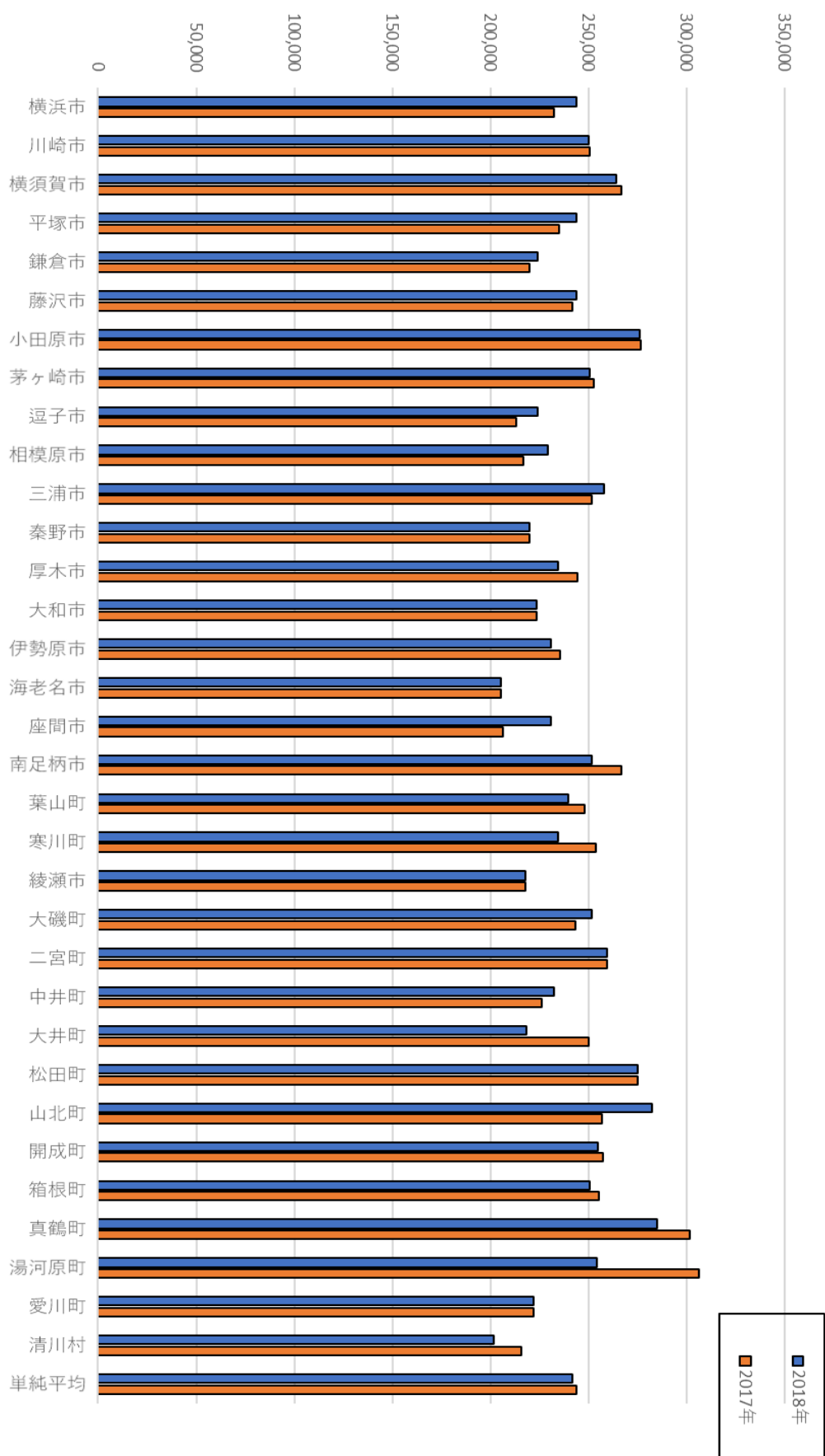
短期証・資格証の交付状況



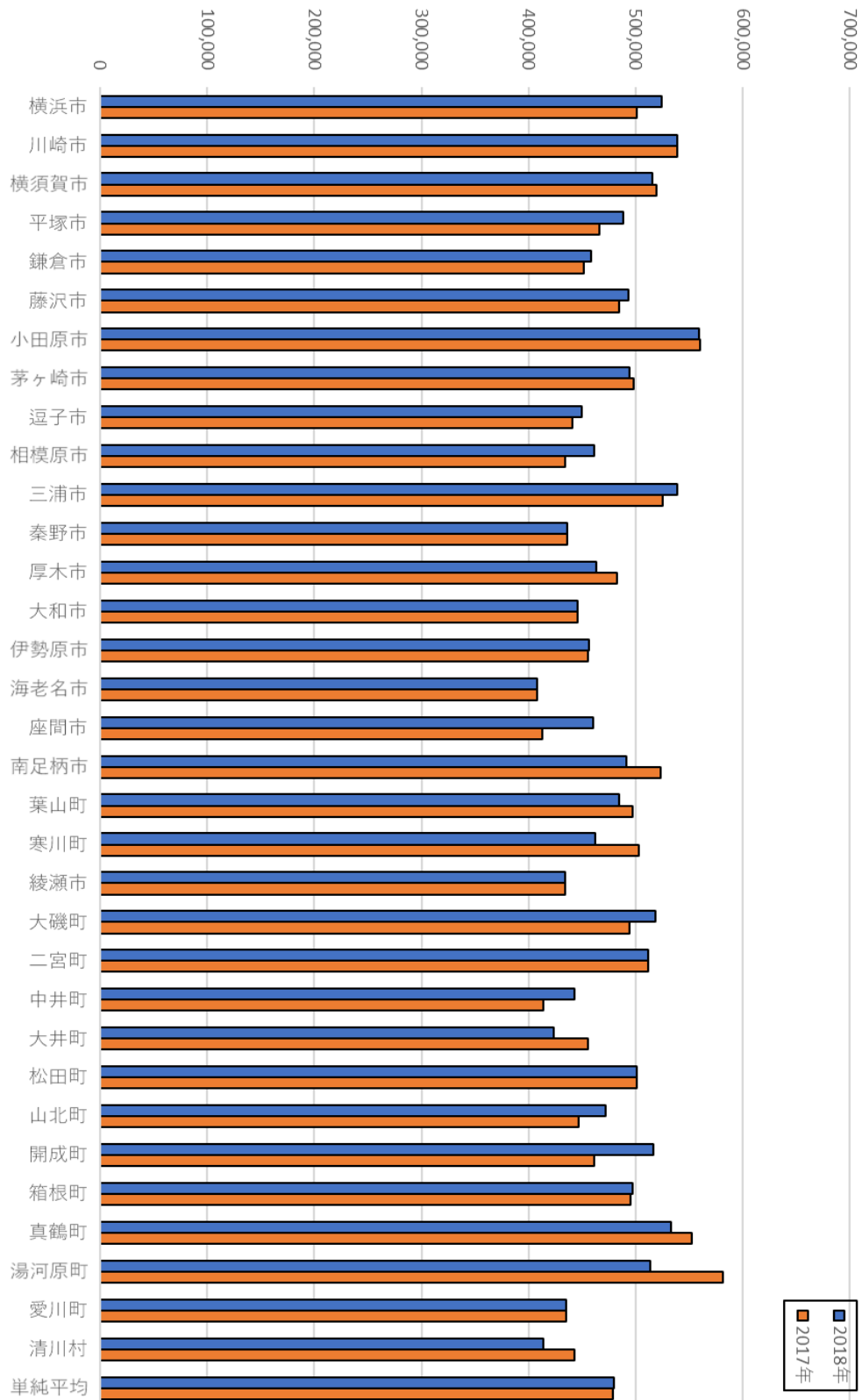
所得階層別の状況 (加入世帯数) 比率



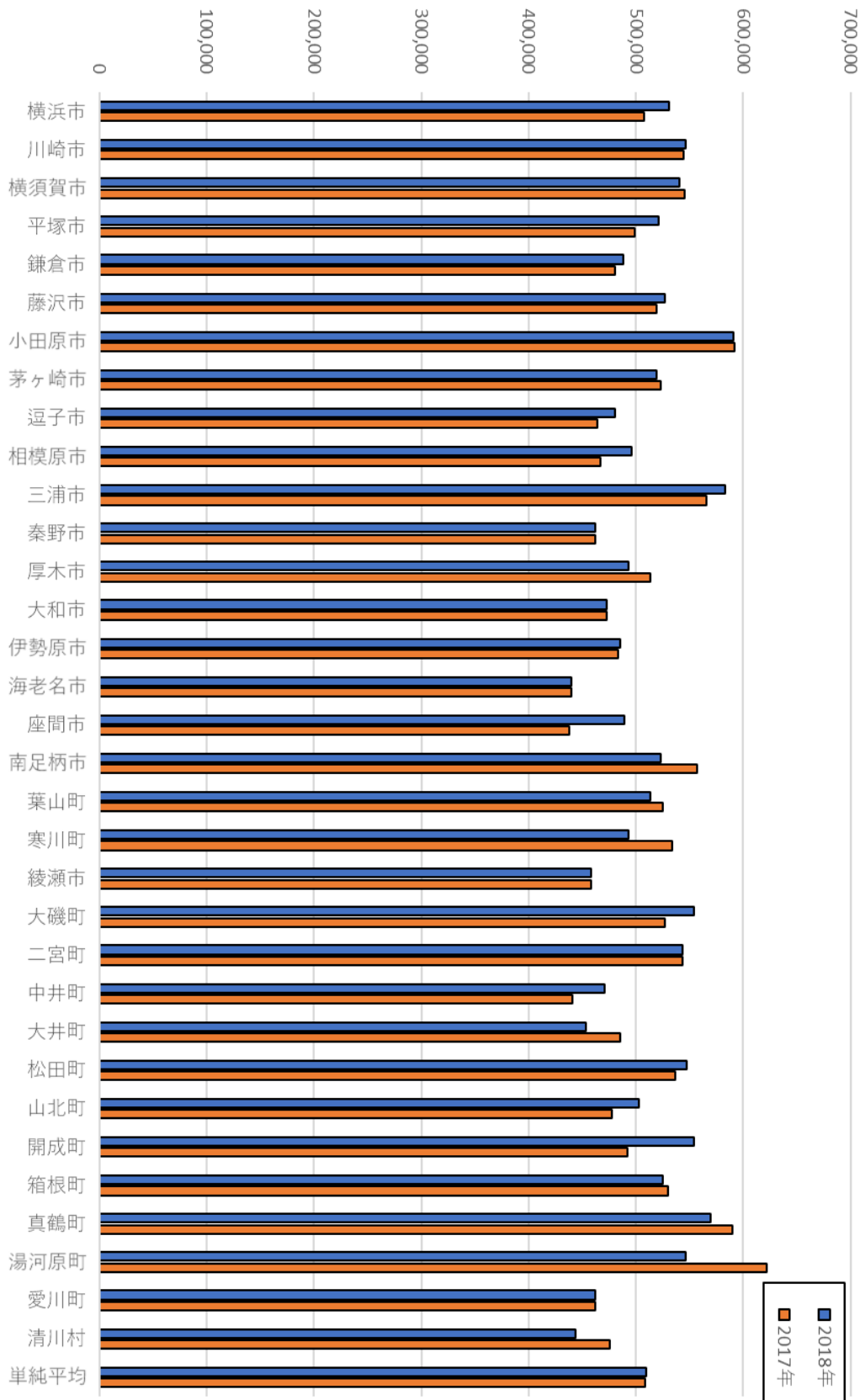
単身世帯所得200万円 年間保険料(税)額 単位(円)



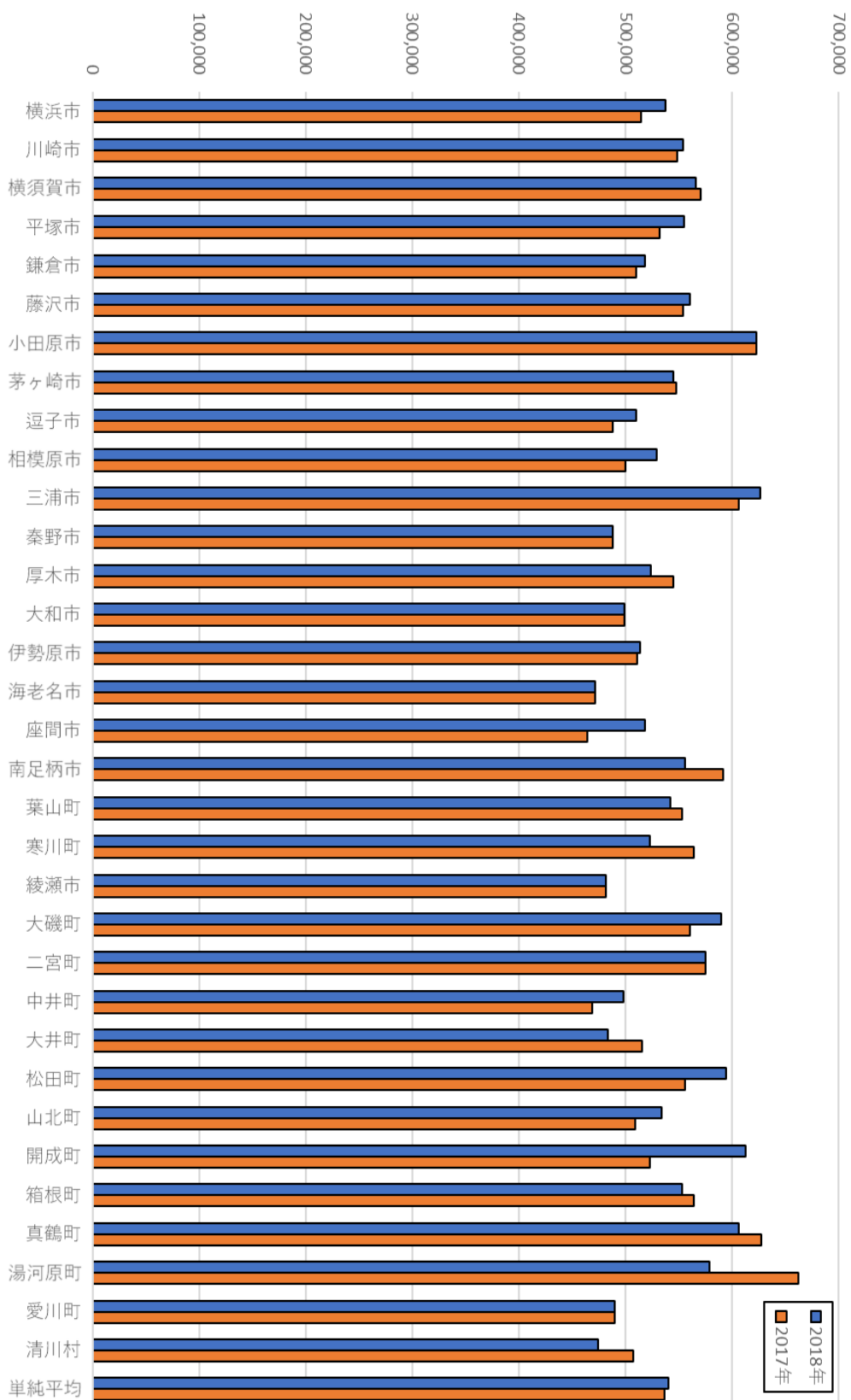
2人世帯（45歳夫婦）所得400万円 年間保険料（税）額 単位（円）



3人世帯（夫婦45歳・子供1人）所得400万円 年間保険料（税）額 単位（円）



4人世帯（45歳夫婦・子ども2人）所得400万円 年間保険料（税）額 単位（円）



加入者1人あたりの繰入額 単位 (円)

